

日本歯内療法学会専門医の申請，更新について（2015年1月1日以降）

| | 専門医申請 | 専門医更新申請 |
|---|---|---|
| 申請資格 | 一般会員歴5年以上（準会員歴は0.5を乗じて加算） ・原則として日本歯科医師会会員あるいは準会員 ・申請当該年度までの年会費の完納 ・専門医制度規程第4条3）の研修を完了 | 専門医である |
| 申請書 | 必要 | 必要 |
| 履歴書 | 必要 | 必要 |
| 歯科医師免許 | 必要（写しの提出も必要） | 必要（写しの提出は不要） |
| 症例報告 | 5例の症例報告が必要（注1参照） | 不要 |
| 推薦状署名 | 専門医または指導医2名の推薦状署名必要 | 不要 |
| 研修の証明 学術大会参加，学術大会発表，学会誌発表などについては，左記の充当された点数で習得する | 申請時までに15点以上を修得すること。なお本学会学術大会1回及び本会専門医セミナー1回の出席は必ず含めなければならない（注3） 1）本学会学術大会参加：（5点） 2）本学会学術大会で発表：（筆頭5点，共同1点） 3）本学会誌に発表：（筆頭5点，共同1点） 4）本学会指定の国際大会（AAE，APEC，IFEA，KAE，ESE）参加：（3点） 5）本学会指定の国際大会（AAE，APEC，IFEA，KAE，ESE）で発表：（筆頭3点，共同1点） 6）専門医セミナー参加：（4点） 7）JEA研修会参加：（2点） 8）支部会学術大会，セミナー，研修会等参加：（2点） 9）支部会学術大会，セミナー，研修会等で発表：（筆頭2点，共同1点） 10）本会，支部会における依頼講演：（2点） 11）他学会参加・発表，他学会誌発表：（各1点） 12）認定臨床研修会参加：（1点） 13）その他，認定審議会が認めたもの：（1点） | 5年間に25点以上を修得すること。なお本学会学術大会1回及び本会専門医セミナー2回の出席は必ず含めなければならない（注3） 1）本学会学術大会参加：（5点） 2）本学会学術大会で発表：（筆頭5点，共同1点） 3）本学会誌に発表：（筆頭5点，共同1点） 4）本学会指定の国際大会（AAE，APEC，IFEA，KAE，ESE）参加：（3点） 5）本学会指定の国際大会（AAE，APEC，IFEA，KAE，ESE）で発表：（筆頭3点，共同1点） 6）専門医セミナー参加：（4点） 7）JEA研修会参加：（2点） 8）支部会学術大会，セミナー，研修会等参加：（2点） 9）支部会学術大会，セミナー，研修会等で発表：（筆頭2点，共同1点） 10）本会，支部会における依頼講演：（2点） 11）他学会参加・発表，他学会誌発表：（各1点） 12）認定臨床研修会参加：（4点） 13）その他，認定審議会が認めたもの：（1点） |
| 審査 | 書類審査合格後，対面審査，筆記審査（注2参照） | 不要 |
| 提出期限 | 毎年5/31，10/31年2回締切り | 認定期間終了の1年前より6カ月前までの間で，毎年5/31，10/31年2回締切り |
| 審査料 | ¥20,000 | ¥10,000 |
| 登録料 | ¥10,000（合格の際） | ¥10,000 |
| 振込み方法 | 所定の郵便振替用紙にて振り込み下さい。 | |
| 申請書類の請求先，事務局住所 | 〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSビル（一財）口腔保健協会内 日本歯内療法学会 | |
| 申請書類送付先 | 認定審議会委員長宛 〒302-0115 茨城県守谷市中央2-12-1 古谷歯科医院 古谷由美子 | |

注1 症例報告の作成上の注意（概要，詳細は申請書類参照）

- 1）所定の症例報告用紙を用いること。
- 2）大白歯または乳白歯を1例以上含む経過良好な5症例。
- 3）1例は外科的歯内療法，断髄，覆髄症例でもよい。
- 4）抜髄歯，感染根管歯の本数の規制はない。
- 5）ラバーダム防湿が全例になされていることをX線写真または口腔内写真で証明する。但し，外科的歯内療法症例に本条件は適用しない。
- 6）口腔内写真は，根管拡大終了時で，仮封前の根管口を明示した等倍に近い写真とする。
- 7）治療当該歯や周辺歯の歯周治療および補綴治療が医療常識の範囲で正当性のあるものに限る。
- 8）術前，術中，根管充填直後，術後のX線写真が必要。術後のX線写真は根管充填後3カ月以上および6カ月以上の2枚必要。

注2

- 1）対面審査は，原則として学術大会および専門医セミナー時の年2回行う。
- 2）書類審査合格者には，対面審査及び筆記審査の2カ月前までに受験方法等について通知する。
- 3）対面審査は，原則として指導医1名および認定審議会委員2名の3名が担当し，審査結果を認定審議会に報告する。
- 4）対面審査は，原則として，申請時に提出された5症例のうち1例について，口頭試問の形式で行う。
- 5）筆記審査は試験時間を1時間とし，規程第4条3）の内容を確認するものとする。

注3 出席の証明には，参加証等の説明書類の写しが必要です。